

規則第10号

社会福祉法人宇治明星園 役員報酬等の支給基準に関する規則

第一章 理事

（理事の報酬）

第一条 定款第二条に定める理事（理事長・常務理事・理事）の報酬は、無給とする。

（理事の費用弁償）

第二条 理事が理事会に出席した場合の費用弁償として、1回につき5,000円を支給する。

- 2 理事が職務として評議員会・監事会に出席した場合も前項と同様に支給する。
- 3 理事が職務のため旅行した時は、その旅行に対する費用弁償として、宇治明星園旅費規程（昭和50年1月24日 第10回理事会制定）の適用を受ける職員の例により旅費額を支給する。

第二章 監事

（監事の報酬）

第一条 定款第二条に規定する監事の報酬は、無給とする。

（監事の費用弁償）

第二条 監事が理事会、監事会に出席した場合の費用弁償として、1回につき5,000円を支給する。

- 2 監事が職務として評議員会に出席した場合も前項と同様に支給する。
- 3 前項とは別に、監事が監査を行う際に必要な費用弁償を支給する。
- 4 監事が職務のため旅行した時は、その旅行に対する費用弁償として、宇治明星園旅費規程（昭和50年1月24日 第10回理事会制定）の適用を受ける職員の例により旅費額を支給する。

第三章 評議員

（評議員の報酬）

第一条 定款第八条に規定する評議員の報酬は、無給とする。

（評議員の費用弁償）

第二条 評議員が評議員会に出席した場合の費用弁償として、1回につき5,000円を支給する。

- 2 理事が職務のため旅行した時は、その旅行に対する費用弁償として、宇治明星園旅費規程（昭和50年1月24日 第10回理事会制定）の適用を受ける職員の例により旅費額を支給する。

第四章 評議員選任・解任委員

（評議員選任・解任委員の報酬）

第一条 定款細則九条に定める評議員選任・解任委員（以下、「委員」という。）の報酬は、無給とする。

（費用弁償）

第二条 委員が選任・解任委員会に出席した場合の費用弁償として、1回につき5,000円を支給する。

2 委員が職務のため旅行した時は、その旅行に対する費用弁償として、宇治明星園旅費規程（昭和50年1月24日 第10回理事会制定）の適用を受ける職員の例により旅費額を支給する。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2. この規則の施行とともに、「社会福祉法人宇治明星園の役職員の報酬及び費用弁償等に関する規則（規則第10号）」を廃止する。